

鳥取県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

根木谷川（Ⅰ－1－1－10－3）、奥遠川（Ⅰ－1－1－10－20）、オリ谷川（Ⅰ－1－1－10－21）、水根谷川（Ⅰ－1－1－10－22）、鐘鑄谷川（Ⅰ－1－1－10－45）、下新田谷川（Ⅰ－1－1－10－52）、中新田谷川（Ⅱ－1－1－10－2）、奥新田谷川（Ⅱ－1－1－10－7）、三滝谷川（Ⅱ－1－1－10－8）、片山谷川（Ⅱ－1－1－10－15）、三谷川（Ⅱ－1－1－10－17）、大智谷川（Ⅱ－1－1－10－21）、棚田川（Ⅲ－1－1－10－③）、小畑谷川（Ⅲ－1－1－10－④）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下谷地区（Ⅰ－1124）、片山地区（Ⅱ－2338）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

片山地区（31）、奥長瀬地区（32）、佐貫地区（33）、小河内地区（34）、山上地区（35）、小倉地区（36）、神馬地区（37）、神馬地区（122）、先城地区（124）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）